

○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件(同二〇三)

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件(同二〇四)

○万国郵便条約の施行に伴う通常郵便に関する施行規則の件の一部を改正する件(同二〇五)

○立入検査を行う職員的身分を示す証明書等を定める件(同二〇六)

○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件(同二〇七)

○過疎地域自立促進特別措置法第三十条第二項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件(総務・農林水産・国土交通二)

○平成二十一年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならぬ経費を定める件(財務一〇一)

○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十一年度における限度額等を定める件(同二〇二)

○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件(同二〇三)

○指定保税地域の指定を取り消す件(同二〇四)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく告示に関する件(財務・経済産業一)

○平成二十一年度において司書及び司書補の講習を実施する件(文部科学五九)

○学校環境衛生基準(同六〇)

○学校給食実施基準(同六一)

○夜間学校給食実施基準(同六二)

○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準(同六三)

○学校給食衛生管理基準(同六四)

○夜間学校給食衛生管理基準(同六五)

○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準(同六六)

○在外教育施設の認定等に関する規定の一部を改正する件(同六七)

○在外教育施設の認定を取消し及び認定の変更を承認した件(同六八)

○統計法の規定により、旧専門学校令による専門学校と同等以上の学校として認定する件を廃止する件(同六九)

○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する件(同七〇)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三号第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(文部科学・厚生労働一)

○生物学的製剤基準の一部を改正する件(厚生労働一八七)

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一八八)

○要介護認定等基準時間の推計の方法の一部を改正する件(同一九九)

○日本薬局方の一部を改正する件(同一九〇)

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件(同一九一)

○作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件(同一九二)

○作業環境測定士規程の一部を改正する件(同一九三)

○作業環境測定基準の一部を改正する件(同一九四)

○作業環境評価基準の一部を改正する件(同一九五)

○鉛中毒予防規則第三十二条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件(同一九六)

○特定化学物質障害予防規則第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件(同一九七)

○石棉障害予防規則第十六條第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件(同一九八)

○石棉障害予防規則第十七條第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件(同一九九)

○労働安全衛生規則第五十三條第一項の表令第二十三條第十一号の業務の項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件(同二〇〇)

○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件(同二〇一)

○中小企業退職金共済法第十條第二項第三号口及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二條第一項第三号口(1)の支給率を定める件(同二〇二)

○中小企業退職金共済法施行令第二條第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件(同二〇三)

○中小企業退職金共済法第十三條第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同二〇四)

○中小企業退職金共済法第二十八條第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件(同二〇五)

○中小企業退職金共済法第三十條第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件(同二〇六)

○確定給付企業年金法附則第二十八條第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同二〇七)

○平成二十一年度雇用施策実施方針の策定に関する指針(同二〇八)

○捕獲具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件(同二〇九)

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件(同二一〇)

○平成二十一年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(同二一一)

(以下次のページへ続く)

行なうものとする。

2. 麻痺の項目のうち当りはまるものの返答は、*が衣カノにあり返ハ*といふ所が、*返ハ*を行なうものとする。

5	金銭の管理	介助されて いない	21.2点	一部介助	9.9点	全介助	0点	0点
	日常の意思決定	できる	22.5点	特別な場合を 除いてできる	12.7点	日常的に困難	5.5点	
	集団への不適応	ない	6.1点	ときどきある	1.8点	ある	0点	0点
	買い物の 管理	介助されて いない	16.6点	見守り等	9.2点	一部介助	7.4点	
	限りな調理	介助されて いない	15.4点	見守り等	9.0点	一部介助	8.5点	全介助
								0点

藥事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本藥局方（平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の日本藥局方（以下「旧藥局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本藥局方（以下「新藥局方」という。）に収められているものに限る。）であつて平成二十一年三月三十日に於いて現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（藥事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品を含む。）については、平成二十二年九月三十日までは、旧藥局方で定める基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新藥局方で定める基準とみなすことができる。

厚生労働大臣 舛添 要一

第十五改正日本薬局方生薬総則の部1の条中「じりりじみ」の次に「じりりじみ」を加える
第十五改正日本薬局方一般試験法の部4、05微生物限度試験法の条1、非無菌製品の微生物学的試験：生菌数試験の項中「4. 増地性能及び測定法の適合性」を「4. 増地性能、測定法の適合性及び陰性対照」に改め、同項4、3「陰性対照の目」の次に「使用した」を「ならない」、の次に「微生物の発育が認められた場合には、原因調査が必要である。また、陰性対照試験は5.に記載の製品の試験においても実施する。」を加え、同条1「非無菌製品の微生物学的試験：特定微生物試験の項中「なお、三葉局方で調和されていない部分は、「*」で開むことより示す。」を撤回、「3. 増地の性能試験及び試験の適合性」を「3. 増地性能、試験法の適合性及び陰性対照」に改め、同項6、1「陰性対照の目」の次に「微生物の発育が認められた場合には、原因調査が必要である。また、陰性対照試験は4.に記載の製品の試験においても実施する。」を加え、同項4、6、1「試験調製及び加熱処理の目を次のように改める。」

4.6.1. 試料調製及び加熱処理

被験製品を2g又は2mL以上採り、「生菌数試験」に記載したように10倍希釈試料液（最低20mL以上）を調製する。調製した試料液を少なくとも10mLずつ2本の容器に分注し、1本は80℃で10分間加熱後、速やかに冷却し、他の1本は加熱しない。

第十五改正日本藥局方一般試驗法の部4. 0. 5 微生物限度試驗法の条II. 非無菌製品の微生物学的試験…特定微生物試験の項4. 6. 2. 選択培養の目を次のように改める。

4.6.2. 選択培養

それそれから10mL又は被験製品1g若しくは1mL相当量を3.4で決定した適量の強化クロストリジア培地に接種し、嫌気的条件下で30~35℃で48時間培養する。培養後、クロンピアカンテン培地に各容器から移植し、嫌気的条件下で30~35℃で48~72時間培養する。

第十五改正日本薬局方一般試験法の部4.05微生物陽性試験法の欠1.非表面菌の検査法を、試験…特定微生物試験の項4.6.3.判定の目を次のように改める。

4.6.3. 判定

カタラーゼ反応陰性の桿菌（芽胞を有するか又は有しない）の嫌氣的発育が認められた場合は、同定試験に於いて陰性と判定され、この場合は同定試験を行い確認する。

非無菌製品の微生物学的検査は、その製品が本試験に適合する場合に、その製品は本試験に適合する。

第十五改正日華貿易力一船訪問の旨。○微生物特許申請書
試験・特定微生物試験の項5、推奨される溶液及び培地の目中「医薬の発酵培養及び選取等生がある試」を「菌吟時と語種はたれに」に改め、同項の表4、05-II-1中XLD(キシロース・リジン・デソキシコール酸)カンテン培地の項を次のように改める。

発育促進及び鑑別	SLD (キシロース・リジン・デヒキニール酸) カンデシ培地
<i>Salmonella enterica</i> subsp. <i>enterica</i> serovar Typhimurium 又は <i>Salmonella enterica</i> subsp. <i>enterica</i> serovar Abony	

4.06 無菌試驗法

本試験法は、三葉局方での調和合意に基づき規定した試験法である。

無菌試験法は、無菌であることが求められている原薬又は製剤に適用される。本試験に適合する材料が得られても、それは単に本試験条件下で調べた検体中に汚染微生物が検出されなかったことを示しているだけである。

1. 微生物汚染に対する予防措置圖

無菌試験は無菌条件下で行われる。このため、試験環境は無菌試験の実施に適したものではない。無菌試験は無菌条件下で行われる。このため、試験環境は無菌試験の実施に適したものではない。汚染を避けるためにとられる予防措置は、本試験で検出されるべきいかなる微生物にも影響を与えてはならない。作業区域の適切な環境モニタリング及び適切な汚染防止措置の実施によって、本試験の実施状態が適切であることを定期的に監視する。

2. 培地及乙培養溫度

2.1. 一般要件
培地は、次のように調整するか、又は培地性能試験に適合する場合は同等の市販培地も使用できる。無菌試験用として適している培地は次のとおりである。液状チオグリコール酸培地は、嫌気性細菌の培養を主目的としているが、好気性細菌も検出できる。ソイビーン・カゼイン・ダイジェスト培地は、真菌及び好気性細菌の培養に適している。

2.2. 液状チオグリコール酸培地

液状チオグリコール酸培地	0.5g
Ｌ－シスチン	0.75g
カンデン	2.5g
塩化ナトリウム	5.5/5.0g
アトウ糖（一水和物／無水）	5.0g
酵母エキス（水溶性）	

市販液体培地及び粉末培地又は各成分から調製した培地の各バッチについて試験を行うこと。適切な微生物株を表4.06—1に示す。

手法の適合性試験

手法の適合性試験は被

手法の適合性試験は被検製品の無菌試験と同時に行うこともできる。

5. 製品の無菌試験

5.1. 一般要件

試験はメンブランフィルター法又は直接法によって行われる。試験には適切な陰性対照を置くこと。メンブランフィルター法は、ろ過可能な製品に適用する。例えば、ろ過可能な水性、アルコール性又は油性の製品及び本試験条件下で抗菌力を有しない水性又は油性の溶剤に混和若しくは溶解する製品に対して用いる。

5.2. メンブランフィルター法

メンブランフィルターは、微生物の捕集効率が確立されている公称孔径が0.45µm以下のものを用いる。例えば、水性又は低濃度のアルコール性溶液にはセルロースナイトレートフィルターを用い、高濃度のアルコール性溶液にはセルロースナイトレートフィルターを用いる。抗生物質のような医薬品には、別途適切なフィルターが必要となる場合もある。次に示す手法は、直径約50mmのメンブランフィルターの使用を想定している。もし異なる直径のフィルターを用いる場合には、希釈及び洗浄液の容量はそれに応じて調整すべきである。ろ過器やメンブランフィルターは適切な方法で滅菌する。ろ過装置は、無菌条件下で被検溶液を導入・ろ過でき、メンブランフィルターの無菌的取りはずしと培地への移植ができるか、又はろ過器そのものに培地を加えて培養するのに適するように設計されていなければならない。

水性液剤

1g/Lの肉製又はカゼイン製ベクトン溶液 (pH7.1±0.2) のような無菌希釈液の少量をろ過器中のメンブランフィルター上に注ぎろ過する。希釈液には、例えば抗生物質が試験対象の場合には、適切な中和剤や不活化剤を加えることができる。

試験すべき容器の内容物を必要なら手法の適合性試験で選んだ無菌希釈液の量で希釈後、表4.06-1に示した量より少なからず1.1枚又は複数のメンブランフィルター上に移し、直ちにろ過する。当該製品が抗菌活性を有している場合には、手法の適合性試験で用いた無菌希釈液の量でメンブランフィルターを3回以上洗浄する。手法の適合性試験において抗菌活性を十分に除去できないことが立証されていても、メンブランフィルター当たり100mLの洗浄液で5回を超えては洗浄しないこと。メンブランフィルターをろ過器から外し、半分に切断するか、あらかじめ試験溶液を二等分し、それぞれにつき同一のろ過操作を行うことによって得られた2枚のメンブランフィルターをそれぞれの培地に入れる。各培地の量は、手法の適合性試験で確立した量を用いる。又はメンブランフィルターを装着したろ過器内に試験溶液を二等分しろ過後、それぞれの培地を加える。培地を14日間以上培養する。

水溶性固形剤

各培地に対し、表4.06-2に規定する量以上を用いる。添付の溶剤、注射用水、生理食塩液又は1g/L肉製若しくはカゼイン製ベクトン中性溶液のような適切な溶剤に溶解し、選んだ溶剤に適したメンブランフィルターを用いて「水性液剤」の項に示したように試験を行う。

油及び油性液剤

各培地に対し、表4.06-2に規定する量以上を用いる。粘度の低い油及び油性液剤は、希釈せずに乾いたメンブランフィルターでろ過する。粘稠性の油は、当該試験条件下で抗菌性がないことが立証されたミリスチン酸イソプロピルのような適切な無菌溶剤で希釈できる。油が自重によりメンブランフィルターに浸透した後、徐々に加圧又は吸引することによってろ過する。手法の適合性試験で適切であることが証明されている濃度の適切な乳化剤 (例えば10g/Lポリソルベート80) を含む1g/L肉製又はカゼイン製ベクトン中性溶液のような適切な無菌溶液を用い、メンブランフィルター当たり約100mLずつで少なからず3回洗浄する。「水性液剤」の項に示したようにメンブランフィルターを培地に移す。又はろ過器に培地を加え、同じ温度で同じ期間培養する。

軟膏剤及びクリーム

各培地に対し、表4.06-2に規定する量以上を用いる。脂肪基剤の軟膏剤や油中水型の乳剤は上述のようにミリスチン酸イソプロピルで1%に希釈する。必要ならば40℃以下で加温する。例外的な場合で44℃以下までの加温が必要なこともある。できるだけ迅速にろ過した後、「油及び油性液剤」の項に示したように操作を進める。

表4.06-2 各培地当たりの最少試料採取量

容器の容量	他に規定されていない限りそれぞれの培地に接種する最少量
液剤 1mL未満 1mL以上40mL以下 40mL超100mL以下 100mL超 抗生物質の液剤	全量、ただし1mL以上 20mL 10%、ただし20mL以上 1mL
懸濁又は乳化して用いる非水溶性医薬品、クリーム又は軟膏剤	200mg以上
固形剤 50mg未満 50mg以上300mg未満 300mg以上5g以下 5g超	全量、ただし50mg以上 150mg 500mg

5.3. 直接法

別に規定するほか、表4.06-2に示す量の製品を、その容量が培地容量の10%を超えないように培地に直接接種する。被検製品が抗菌活性を有する場合は、適切な中和剤で中和した後、又は十分な量の培地で希釈することによって試験を行う。大容量の製品を使用する必要があるとき、接種による希釈影響を考慮に入れて高濃度の培地を用いる方が好ましい場合もある。適切な場合は、高濃度培地を容器内の製品に直接加えることも可能である。

油性液剤

手法の適合性試験において適切であることが証明された適切な乳化剤を適切な濃度に加えた (例えば10g/Lポリソルベート80) 培地を用いる。

軟膏剤及びクリーム

1g/L肉製又はカゼイン製ベクトン中性溶液のような適切な無菌希釈液中で、選択された乳化剤で乳化することにより約1:10に希釈する。この希釈物を乳化剤を含まない培地に移植する。

接種した培地は14日間以上培養する。培養を培養期間中に数回観察する。油性製品を含む培養は毎日穏やかに振る。ただし、嫌気性菌の検出のために被検チオグリコール酸培地を用いている場合は、嫌気条件を維持するために振とうや混合は最小限に保つ。

6. 観察と結果の判定

培養期間中及び最終日に、培地に肉眼的な微生物の増殖があるかどうかを調べる。被検材料が培地を混濁させ、微生物増殖の有無を肉眼的に容易に判定できない場合には、培養開始から14日後に当該培地の一部 (1mL以上) を同じ培地の新たな容器に移し、元の培地と移植した培地の両方を4日間以上培養する。

微生物の増殖が観察されない場合は、被検製品は無菌試験に適合する。微生物の増殖が観察された場合は、当該被検製品に無関係な原因により試験が無効であったことを明確に証明できなければ、被検製品は無菌試験に適合しない。以下の条件のうち一つ以上を満たした場合のみ当該試験は無効と考えられる。

- 無菌試験施設の微生物学的モニタリングデータに問題が認められた場合
 - 無菌試験中に用いた試験方法を調査した結果、問題が認められた場合
 - 陰性対照中に微生物の増殖が認められた場合
 - 当該無菌試験から分離された微生物の同定後、この菌種の増殖が無菌試験実施中に用いた材料及び手技又はそのいずれかに問題があると明らかに判断される場合
- 試験が無効であることが判明したら、初回試験と同じ数の容器を用いて再試験を行う。再試験において微生物の増殖が観察されない場合は、被検製品は無菌試験に適合する。再試験において微生物の増殖が観察された場合には、被検製品は無菌試験に適合しない。

7. 無菌試験への適合が要求される注射液及び眼軟膏剤、点眼剤等の非注射液への試験の適用
メンブランフィルター法を用いる場合は、可能ならいつでも容器内の全量を用いる。ただし、表4.06-2に示す量以上を用いる。必要ならば1g/1mL肉製又はカゼイン製ベクトン中性溶液のような適切な無菌溶液で約100mLになるよう希釈する。

直接法を用いる場合は、他に規定されていない限り、表4.06-2に示す量を用いる。被検製品の同じ試料について細菌及び真菌に対する無菌試験を行う。1容器中の内容量が同試験を行うのに不十分な場合は、異なる培地に接種するのに2容器以上の内容物を用いる。

8. 最少供試回数
最少供試回数は、ロット当たりの製造個数に応じて、表4.06-3に示す個数を用いる。

注射液 100容器以下 101容器以上500容器以下 501容器以上	他に規定されていない限り、 試験個数
10%又は4容器のうち多い方 10容器 2%又は20容器 (大容量製剤の場合は、10容器)のうち少ない方	
眼軟膏剤、点眼剤等の非注射液 200容器以下 201容器以上	5%又は2容器のうち多い方 10容器
固形バルク製品 4容器以下 5容器以上50容器以下 51容器以上	各容器 20%又は4容器のうち多い方 2%又は10容器のうち多い方

- ロット当たりの製造個数が不明の場合には、本欄に示した最大数を用いること。
- 1容器の内容量が二つの培地に接種するのに十分な場合は、本欄は両培地合わせて必要な供試容器数を示す。

第十五改正日本薬局方一般試験法の部6.09崩壊試験法の条設置の項補助欄の目中「深さ1.5±0.1mm」を「深さ1.5〜1.8mm」と改め、同項の図6.09-1を次のように改め。

試験器

補則盤

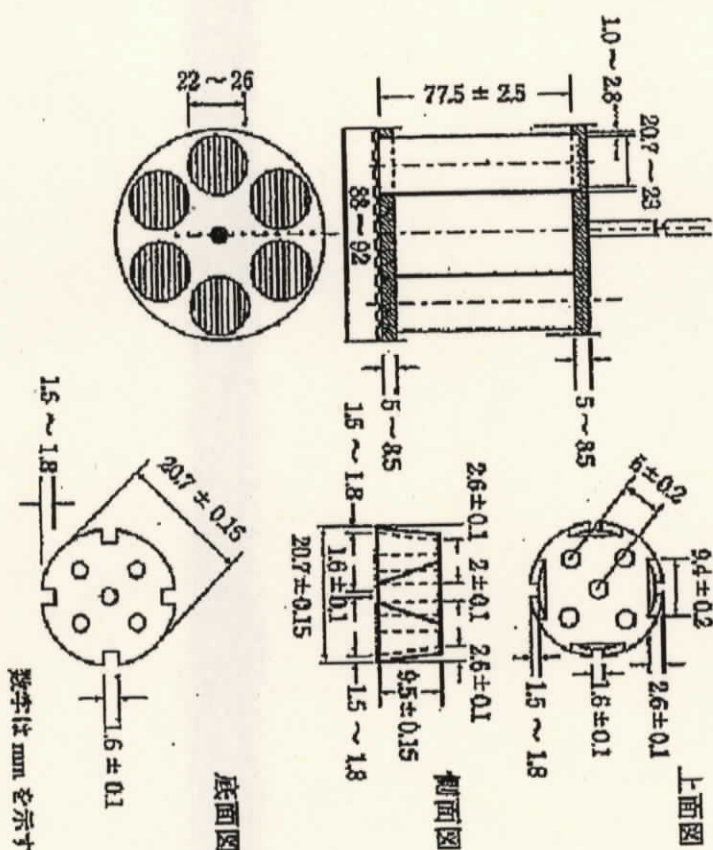


図6.09-1 崩壊試験装置

第十五改正日本薬局方一般試験法の部6.09崩壊試験法の条設置の項補助欄の目中「深さ1.5±0.1mm」を「深さ1.5〜1.8mm」と改め、同項の図6.09-1を次のように改め。

本品は大型は乳動物の化石化した骨で、主として炭酸カルシウムからなる。

(2) ヒ素 (1.11) 本品の粉末0.20gをとり、第2法により検液を調整し、試験を行う(10ppm以下)。

本品の粉末4.0gを適心沈降管にとり、水30mLを加えて、水浴中で時々振り混ぜながら、液量が約15mLになるまで加熱する。冷後、適心分離し、上澄液を検液とし、試験を行う(0.5ppm以下)。

第十五改正日本薬局方医薬品各条の部リユウコツの条の次に次の一条を加える。

リユウコツ末

Powdered Longgu

FOSSILIA OSSIS MASTODI PULVERATUM

竜骨末

本品は「リユウコツ」を粉末としたものである。

生薬の性状 本品は淡灰白色～淡灰褐色を呈し、におい及び味はない。

確認試験

- (1) 本品0.1gに硝酸5mLを加え、加熱して溶かし、セマリナゲン酸六アンモニウム試液を加えるとき、黄色の沈殿を生じる。
- (2) 本品0.5gを希硫酸10mLに溶かすとき、ガスを発生し、わずかに凝縮物を結ぶるやや混濁した液となる。このガスを水酸化カルシウム試液に通じるとき、白色の沈殿を生じる。
- (3) (2)で得た混濁液は特異なにおいを発する。この液をろ過し、アンモニア試液で中和した液はカルシウム塩の定性反応(1.09)の(1)、(2)及び(3)を呈する。

純度試験

- (1) 重金属 (1.07) 本品2.0gに水5mLを加えて振り混ぜた後、徐々に濃硫酸6mLを加え、水浴上で蒸発乾固し、殘留物を水50mLに溶かし、ろ過する。ろ液25mLに希硝酸2mL、アンモニア試液1滴及び水を加えて50mLとする。これを検液とし、試験を行う。比較液は濃硫酸3mLを水浴上で蒸発乾固し、希硝酸2mL、鉛標準液2.0mL及び水を加えて50mLとする(20ppm以下)。
- (2) 砒素 (1.12) 本品0.20gをとり、第2法により検液を調製し、試験を行う(10ppm以下)。

〇厚生労働省告示第百九十一号

特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第七條第一項第五号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能(昭和五十年労働省告示第七十五号)の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。ただし、本則第一号の表以外の部分の改正規定、同表三酸化砒素の項を削る改正規定、同表トリレンジイソシアネートの項の次に一項を加える改正規定及び同表パラニトロクロルベンゼンの項の次に一項を加える改正規定は、同年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

本則第一号中、「28」を「から28まで」に、「第二十八号」を「から第二十八号まで」に改め、同表の表塩素化ヒフェニル(別名PCB)の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改め、同表アクリロニトリルの項中「四五ミリグラム又は二〇立方センチメートル」を「二立方センチメートル」に改め、同表塩素の項中「三ミリグラム又は一立方センチメートル」を「〇・五立方センチメートル」に改め、同表クロム酸及びその塩の項中「〇・一ミリグラム」を「クロムとして〇・五ミリグラム」に改め、同表五酸化バナジウムの項の欄を次のように改める。

バナジウムとして〇・〇三ミリグラム

本則第一号の表三酸化砒素の項を削り、同表シアン化カリウムの項中「五ミリグラム」を「シアンとして三ミリグラム」に改め、同表シアン化水素の項中「一ミリグラム又は一〇立方センチメートル」を「三立方センチメートル」に改め、同表シアン化ナトリウムの項中「五ミリグラム」を「シアンとして三ミリグラム」に改め、同表臭化メチルの項中「六〇ミリグラム又は一立方センチメートル」を「二立方センチメートル」に改め、同表重クロム酸及びその無機化合物(硫酸水銀を除く)の「クロムとして〇・〇五ミリグラム」に改め、同表水銀及びその無機化合物(硫酸水銀を除く)の「〇・〇五ミリグラム」を「水銀として〇・〇二ミリグラム」に改め、同表トリレンジイソシアネートの項中「〇・一ミリグラム又は〇・〇二立方センチメートル」を「〇・〇〇五立方センチメートル」に改め、同項の次に次のように加える。

ニツケル化合物(ニツケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。)

ニツケルとして〇・一ミリグラム

本則第一号の表ニツケル化合物の項中「一・二ミリグラム又は〇・二立方センチメートル」を「〇・〇五立方センチメートル」に改め、同表パラニトロクロルベンゼンの項中「一ミリグラム」を「〇・六ミリグラム」に改め、同項の次に次のように加える。

砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムとして〇・〇〇三ミリグラムを除く。)

砒素として〇・〇〇三ミリグラム

本則第一号の表非水素の項中「三ミリグラム又は三立方センチメートル」を「〇・五立方センチメートル」に改め、同表ベンゼンの項中「三〇ミリグラム又は一〇立方センチメートル」を「五立方センチメートル」に改め、同表マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)の項中「五ミリグラム」を「マンガンとして〇・二ミリグラム」に改め、同表酸化メチルの項中「二八ミリグラム又は五立方センチメートル」を「二立方センチメートル」に改め、同表硫酸水素の項中「一五ミリグラム又は一〇立方センチメートル」を「五立方センチメートル」に改め、同表硫酸ジメチルの項中「五ミリグラム又は一立方センチメートル」を「〇・一立方センチメートル」に改める。

〇厚生労働省告示第百九十二号

作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)第五十四條第二号の規定に基づき、作業環境測定法施行規則第五十四條第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和五十一年労働省告示第九号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

本則第二号の表作業環境測定法施行規則別表第三号の作業場の項ホ及び作業環境測定法施行規則別表第五号の作業場の項ニ中「又は」を「若しくは」に改め、「測定機器」の下に「又はこれと同等以上の性能を有する測定機器」を加える。

〇厚生労働省告示第百九十三号

作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)第二十二條及び第三十條の規定に基づき、作業環境測定法施行規則(昭和五十一年労働省告示第十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

第二條第一項の表別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「けい光光度分析の方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、同表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、「15」を削り、「22」の下に、「23」の2、27の2を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「15」を削り、「22」の下に、「23」の2、27の2を加える。

第三條第一項の表別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「けい光光度分析の方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、同表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、「15」を削り、「22」の下に、「23」の2、27の2を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「15」を削り、「22」の下に、「23」の2、27の2を加える。

〇厚生労働省告示第百九十四号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五條第二項の規定に基づき、作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、別表第一の改正規定(同表三酸化砒素の項を削る部分、同表トリレンジイソシアネートの項の次に一項を加える部分及び同表パラニトロクロルベンゼンの項の次に一項を加える部分を除く)及び別表第二の改正規定は、同年七月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一